

Beyond

ASAHI
Research Institute

2022. 11 vol.23

スタートアップへの追い風

あさひ総研

インボイス制度への対応

副業・兼業制度の考え方

自社の秘密情報を守る

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

Focus

株式会社TMC経営支援センター

News

あさひ通信

第208回 利益の源泉は何か

INFORMATION



CONTENTS

スタートアップへの追い風

あさひ総研

- 01 ・税制
インボイス制度への対応
- 02 ・労務
副業・兼業制度の考え方
- 03 ・経営
自社の秘密情報を守る
- 04 ・公益法人
新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

Focus 株式会社 TMC 経営支援センター

News

あさひ通信 第208回 利益の源泉は何か

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

エクイティファイナンスの変化



スタートアップへの追い風

統括代表社員 田牧 大祐

INITIAL^{*1}が公表したレポート「2022 年上半期 Japan Startup Finance 一国内スタートアップ資金調達動向」によると、2022 年上半期のスタートアップ資金調達額は 4,160 億円（7/20 時点）とされている。2013 年の年間 876 億円以降、資金調達額は右肩上がりとなっている。

企業における主な資金調達手法は、

- ① **アセットファイナンス**：会社が所有している売掛債権・不動産等の資産（アセット）の売却などにより資金を調達する方法
- ② **デットファイナンス**：金融機関からの借入金など、負債（デット）を増加させることで資金を調達する方法
- ③ **エクイティファイナンス**：新株発行など、株式資本（エクイティ）を増加させることで資金を調達する方法

の 3 つがある。中小企業においては、金融機関からの借入によるデットファイナンスが資金調達の一般的な手法であり、エクイティファイナンスは設立時の出資のみで経営と資本は一致していることが多い。しかし、近年、顧問先においても経営陣以外からの出資によって事業展開する中小企業が増えており、エクイティファイナンスの変化を感じる。特に新たな分野へ挑戦する企業においては、リソースの確保や事業化加速のため、会社設立後、早い段階で個人投資家や VC^{*2} などから多額の出資を受けていることがある。

海外に目を向けると、米国や中国の VC 投資額は、日本とは桁違いである。一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターが公表している「2021 年 1-12 月ベンチャー投資動向」によると、日本の 2021 暦年の VC 投資金額 2,948 億円に対して、円換算で、米国では 36 兆 5,259 億円、中国では 6 兆 3,160 億円と大きな差がある。日本が海外との企業間競争力や Technology 分野で遅れをとることは自明の理といえる。

岸田政権は、日本の経済成長実現のための成長戦略として、5 年でスタートアップの数を 10 倍にする取組みと支援策を講じる「スタートアップ育成 5 年計画」を予定している。すでに、社会課題を成長のエンジンとして転換するために、研究力強化として 10 兆円規模の大学ファンドの創設も行っている。

また、少額な投資から受け入れ可能な株式投資型クラウドファンディング^{*3}を提供する企業も増えている。新たな分野へチャレンジできる環境は整っている。日本のスタートアップにこれまでにない追い風が吹いている。

^{*1} スタートアップの事業概要、資金調達、提携先などの情報提供サービスを展開する企業

^{*2} ベンチャーキャピタルの略で、事業会社、投資家、運営母体などから集めた資金により組成し、将来の株式売却益等を見込み投資するファンド

^{*3} 非上場企業がクラウドファンディング事業者を通じて、出資を募り、資金調達する仕組み



令和5年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式が、適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）^{*1}へ変更されます。制度導入後、登録番号や適用税率、消費税額等一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を指す適格請求書（以下、インボイス）を保存することを要件に仕入税額控除が可能となります。この制度の最大のポイントは、消費税課税事業者のみがインボイスを発行することができることです。つまり、消費税免税事業者はインボイスを発行することができず、その取引先は仕入税額控除が行えません。インボイスの要件のひとつである“登録番号”は、所轄税務署へ登録申請をした後付番され、国税庁で登録番号を公表されます。インボイス制度導入日からインボイスを発行したい場合、その申請期限は原則令和5年3月31日^{*2}となっています。

今から準備できることとして、登録申請を行うことや請求書等の様式をインボイスの要件を満たすように見直すこと、取引先のインボイス制度への対応を伺うことが挙げられます。導入直後は混乱が予想されますので、早めの準備を心がけましょう。

現状消費税免税事業者の場合、インボイスを発行するのか発行しないのかを検討する必要があります。インボイスを発行するということは、課税事業者になることを意味します。つまり、現状よりも資金・事務の負担は増えることになります。

今後もインボイスを発行しないで免税事業者を継続する場合、取引先は仕入税額控除が出来ず消費税額の負担が増えることになります。そのため、当事者間で価格や取引の交渉が入る可能性があります。インボイス制度の登録申請をするかは任意になりますので、各事業者の事情を考慮して検討する必要があります。

消費税の税額の計算方法には、原則課税制度の他に中小企業者の納税事務負担に配慮した簡易課税制度があります。次号以降で詳細を取り上げる予定ですが、これらも含めて消費税免税事業者は対応を考えていく必要があります。

^{*1} 消費税の仕組みや制度趣旨については Beyond2021.6月号を参照ください。

^{*2} 令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情（その困難の度合いは問いません）を記載して提出し登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたことみなされます。

インボイス制度への対応



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

副業・兼業制度の考え方

働き方改革実行計画に基づき2018年1月に策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）が、2022年7月に改定されました。長時間労働の是正が進んで時間に余裕ができ、奇しくもコロナ禍により多様な働き方が浸透した社会的背景もあり、残業ではなく副業で収入を確保したい、転職することなく多様な経験を積みたい等の理由から従業員からの副業希望の申出が増えています。このことから、会社側が改めて就業規則上の副業・兼業の定めの見直しが見受けられます。ここでは、ガイドラインから制度設計上注意すべきポイントをお伝えします。

1. 副業・兼業は原則自由

原則として禁止はできず、制限できるケースは限定的です。

ガイドラインでは、「裁判例を踏まえれば、原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当である。副業・兼業を禁止、一律許可制にしている企業は、副業・兼業が自社での業務に支障をもたらすものかどうかを今一度精査したうえで、そのような事情がなければ、労働時間以外の時間については、労働者の希望に応じて、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが求められる」との方針を示しています。厚労省モデル就業規則では、2018年1月の改訂により副業・兼業は原則可能と変更され、禁止または制限できる場合として以下の事情を列挙した規定例が示されました。この点は、以前から裁判例上も定着した考え方となっています。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業により、企業の利益を害する場合

副業・兼業について、会社の許可が必要である制度を設けることは認められていますが、個別の許可／不許可の判断は、副業・兼業が原則として自由であることに照らして検討すべきであって、上記①～④のいずれかに当たらない限りは、不許可とすることはできないとされています。

2. 制度設計方法

2018年以降、ガイドラインや裁判例をふまえて副業・兼業制度の見直しをした企業でなければ、就業規則には、従来はあまり参照されない条文として、次のような定め



があることが多いと思われます。

例：第〇条 従業員は、会社の許可なく、他に雇用され又は自ら事業を営んではならない。

許可制そのものは違法ではないので、条文はこのままでも問題ありません。ただし、運用する際に、会社の裁量を広く考えすぎず安易な不許可決定をしないよう、また副業・兼業を検討する従業員に周知するため、不許可基準を明示し、許可申請から許可通知、副業実施期間の状況確認（通算労働時間等）までの手順を定めることをお勧めします。不許可基準は、1で述べた①～④の範囲で設定することになります。

3. 制度の公表

ガイドラインでは、「企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ上等において公表することが望ましい。」とされています。現在は義務ではありませんが、大企業の83.9%が副業を容認し（2022年7～8月経団連調査）、人材確保策のひとつとして、12.8%の企業が副業・兼業の許可を挙げている（2022年9月日本商工会議所調査）状況から、求人上、柔軟な働き方ができることを示すアピールポイントとして積極的に公表する企業が増えるかもしれません。

4. 注意点

複数事業主と雇用契約をした場合、労働時間を通算して法定を超えた場合には、その超えた分について、後から雇用契約を締結した事業主が時間外割増賃金を支払わなければなりません。副業としての人材を受け入れる企業側に当たる場合は、とくに注意が必要です。また、安全な業務遂行と健康管理の観点から、通算すると長時間労働となる場合、日勤+夜勤で十分な長さの休息がとれない場合、肉体的疲労の蓄積が予想される働き方の場合には、許可判断にあたっては慎重に判断すべきです。



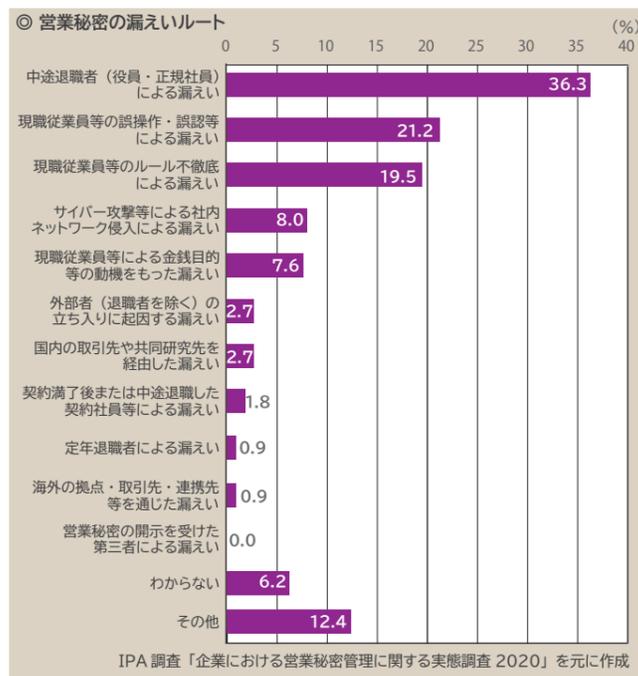
いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付託。



回転寿司チェーン「はま寿司」の元役員が、退職して競合先である「かっぱ寿司」へ転職する際に商品原価情報を不正に持ち出し、今年9月、不正競争防止法違反の容疑で警視庁に逮捕されました。

近年の情報漏えい事案はサイバー攻撃によるものが急増して着目されがちですが、営業秘密の漏えいルートは未だに内部社員によるものが多数を占めています。



経済産業省「営業秘密管理指針」には、自社の顧客情報・取引価格・技術データなどの情報資産が、不正競争防止法における営業秘密として法的保護を受けるために必要な最低限の水準の対策が示されています。

企業が有する情報には、不正競争防止法の営業秘密に該当せずとも、他者に対して秘密であるからこそ、その価値を發揮する「秘密情報」が存在します。自社にとって“虎の子”と呼ばれるような情報は、一度でも漏えいしてしまうとその価値が失われてしまいます。これは公開を前提としている特許制度では守れないものです。

「秘密情報」の漏えいを未然に防止するときに参考となるのが、『秘密情報の保護ハンドブックのてびき』です。経済産業省が警察庁からの協力・情報提供を受けて、具体的な事例を整理し、漏えいを未然に防止する様々な対策を紹介した『秘密情報の保護ハンドブック』の概要版です。「秘密情報」にまつわる身近なトラブル事例の紹介に続いて、「企業を守るための漏えい対策3ステップ」がイラスト付で解説されて

自社の秘密情報を守る

います。

漏えい対策3ステップでは、まず最初に、自社が保有する情報を洗い出します。紙や電子データだけでなく、従業員が記憶したノウハウ、工場ライン、金型、試作品等も含めてリスト化します。次に、秘密とする情報を決めます。情報が生み出している価値、漏えいしたときの損失、他社に利用された場合の損失、競合他社にとって有用か否かなどを見極めて決定します。最後に、情報に合わせた対策を選択してルール化します。

対策については、情報流出のルート（従業員等、退職者等、取引先、外部者）ごとに、次の5つに分けて例示されています。

- ① 秘密情報に近寄りやすくする
例：外部者が工場見学するルートを限定する
- ② 秘密情報の持ち出しを困難にする
例：私物USBメモリの社内使用を禁止する
- ③ 漏えいが見つかりやすい環境づくり
例：取扱場所のレイアウトを工夫、防犯カメラ
- ④ 秘密情報に対する認識向上
例：秘密等の表示、秘密保持契約の締結
- ⑤ 社員のやる気を高める
例：働きやすい職場環境、適正な評価等による帰属意識醸成

「秘密情報」を守ることは企業の利益や成長に大きく貢献します。だからといって必要以上に厳格な管理をして「金庫の中にしまったまま」の状態では価値を生み出しません。秘密情報の有効利用と管理の適正なバランスを保つためにも、ぜひ前述したハンドブックなどの資料をご覧ください。

(参考・出典)

●独立行政法人情報処理推進機構（IPA）
「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2020 調査実施報告書」
令和3年3月

●経済産業省
不正競争防止法 HP <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>
「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値の向上に向けて～」
令和4年5月改訂

「情報管理も企業力～秘密情報の保護と活用～
秘密情報の保護のハンドブックのてびき」



株式会社旭プレインズ
コンサルタント 倉金 徹

経営コンサルティング業務に従事。
情報処理安全確保支援士
(登録番号第 001326 号)
中小企業診断士

新しい時代の 公益法人制度の在り方に関する有識者会議



2022年9月29日「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の開催が、内閣府特命担当大臣により決定され、第1回及び第2回会議が行われました。開催決定の背景には、公益法人の様々な報告に基づいた課題があるようです。

公益法人の法人数の推移（2008年から2022年）を見ると、一般法人数は76,823（376%増加）公益法人数は9,681（7%増加）となっており、公益的な活動を行っているにもかかわらず一般法人のまま、公益認定を行わない法人が一定数ある状況が推量されています。その要因としては、「収支相償などの公益認定基準による事業活動の制限」や毎年定期提出書類作成事務負担の大きさなどが、公益認定を躊躇する一因となっているようです。

現在公益法人として活動している法人も同様の負担感、課題等を抱えているとのアンケート結果が公表されています。

【趣旨・内容】

前述の有識者会議は、本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」において「民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団法人等の既存の法人形態の改革も検討する。」という決定を受けて開催されています。

会議では、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し、「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討するとしています。

会議メンバーは、法人関係、経済界、法律・会計の専門家等の13名が選出されました。

開催期間は、2022年10月から2023年5月頃を目途とし、第1回は10月4日、第2回は10月12日に開催されました。年内に計6、7回行い、中間報告を取りまとめた後、2023年1月以降、更に法制度化に向けた具体的検討を行う予定としています。



【第1回会議資料等の公開】10/4開催（一部抜粋）

1. 会議の運営等（運営要領、当面のスケジュール）が決定
2. 主要な議題の設定
 - ①公益法人の活動を活性化する観点から、収支相償原則、遊休財産規制など「公益性の認定の基準」はどうあるべきか。
 - ②公益性の認定の基準を見直し、法人活動の自由度を拡大するとした場合、国民の信頼確保のため「自律的ガバナンス」や説明責任はどうあるべきか。
 - ③その他、公益認定・変更認定手続き等の迅速化など、公益法人の活動の活性化や公益法人行政の更なる展開に向けて、目指すべき方向性はどのようなものか。

【第2回会議資料等の公開】10/12開催（一部抜粋）

1. 法人からのヒアリング 3団体からの意見・提言
2. 収支相償と遊休財産規制の現状と課題について、及びそれぞれ検討試案、他の法人制度における類似規定、公益法人の税制についての説明
3. 意見交換

今回の有識者会議をもって、どのような制度改正・運用改善となっていくのか、2008年の制度改正以降の大きな節目となりそうです。

※公益法人インフォメーションにて会議資料、概要等が公表されています。

公益法人 information サイト
<https://www.koeki-info.go.jp/>



山形事務所 審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけでなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

Focus

企業は人なり 人は財なり

株式会社 TMC 経営支援センターは、人事労務コンサルティングを中心として、企業の経営支援を行っています。栃木県那須塩原市に本社を構え、青森県・山形県・岩手県・宮城県・福島県・埼玉県・東京都に支店を展開しており、グループ企業には、社会保険労務士法人 TMC、行政書士法人 TMC、労働保険事務組合、TMC 司法書士事務所などを有します。

TMC 経営安定・雇用安定・労働福祉をサポートする TMC グループ

株式会社 TMC 経営支援センター
<https://www.tmc-jinji.com/>
 栃木県那須塩原市大原町西 1-10-6
 TEL.0287-67-3023



TMC グループは、1985 年の創業から 37 年を迎え、企業の人事労務管理、労務リスク対策、労働・社会保険の事務代行、給与計算、助成金活用支援、研修、ISO・BCP コンサルティング、勤怠管理システム・フロントシステムの導入支援、RPA 導入による生産性向上支援などを行っています。



近年、経営環境が悪化しております。新型コロナウイルス感染症の拡大、自然災害、燃料・原材料費高騰などの困難に直面した際には、情報力が経営を左右する場面も多くあります。すなわち、関係法令、公的補償、助成金・補助金などの情報をタイムリーに活用することが重要であり、TMC グループは「困ったときに頼りになる存在」となるため、日々研究しています。労務管理を通じて、経営の安定と雇用の安定に寄与して参ります。

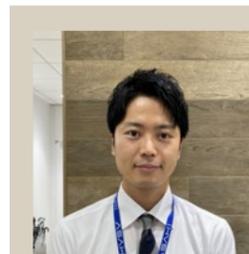
また、労使間のトラブルは毎年多発しており、内容も多様化しています。未払い賃金請求、ハラスメント、メンタル不調、休職、過重労働、労災、解雇・退職問題、人材不足などの様々な労務リスクに対し、予防対策を講じていくことが重要です。

そのため、労働法令対策、就業規則・諸規程の見直し、労働時間管理・賃金管理の徹底、労働関係帳簿の整備、ハラスメント防止対策、助成金の有効活用などの総合的な対応を顧客に寄り添って推進しています。



企業にとって「人」は財であり、人材が集まり、定着し、育ち、活躍する組織づくりは、今後も益々重要になります。TMC グループは、時代の変化を捉えながらノウハウを蓄積し、企業の継続的発展を「人」の面から支援して参ります。

あさひグループ新職員のご紹介



所属：仙台事務所 医療福祉部
紺野 寿貴 (こんの としたか)
 社会保険労務士

2022 年 9 月に入社いたしました、紺野 寿貴と申します。特技はお手玉です。ゲームや YouTube が好きなインドア派ですが、去年から念願のキャンプデビューをしました。

これから社会保険労務士として実務経験を積み、いち早く皆様のご相談にお答えできるよう精進して参ります。

わかりにくい公会計をイラストなどで視覚的に表現し、町の財政を身近に感じることを目指すサービス

『町ちがいさがし』 全国に先駆けて金山町で 10 月 26 日公開スタート!

ASAHI GROUP × M × SEGA XD
 財政状況や住む町の魅力を「まちがい探し」で楽しく理解!



税理士法人あさひ会計では、地方創生に課題を持つ自治体に向け、ゲーミフィケーション事業を展開する株式会社セガ エクスディー (本社:東京都新宿区、代表取締役社長執行役員 CEO:谷 英高) と共に、地方行政における「財政状況」「町の魅力」「町民の声」を、インフォグラフィック化することで町民に分かりやすく伝えることを目指したインフォグラフィックサービス『町ちがいさがし』を開発いたしました。『町ちがいさがし』は、「まちがい探し」と「まち」を掛けており、町の施策によって町がどのように変化するか、自分たちが納める税金の使われ方をわかりやすくビジュアルで表現した冊子となっています。

*詳細はプレスリリースをご覧ください。
<https://bit.ly/3FyfRkV>



冊子の表・裏表紙がまちがい探し!



中をめくると・・・



この冊子の表・裏表紙は現在の町と 20 年後の町の「まちがい探し」になっており、冊子を読み進めることで、答え合わせの過程で町の取り組みや財政状況を知ることができます。

金山町のホームページでご覧いただけます!
<https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/event/3519.html>



11 月 4 日 (金) 金山町役場にて、金山町町長 佐藤 英司氏 (中央)、株式会社セガ エクスディー 代表取締役社長執行役員 CEO 谷 英高氏 (右)、税理士法人あさひ会計代表 田牧大祐の、代表 3 者による『町ちがいさがし』お披露目の発表会を行いました。

Event Report

『芋煮会議』を開催しました

10 月 7 日 (金)、ロボ研芋煮会議を開催いたしました。

ASAHI
 Accounting Robot Research Institute



ユーザー企業様による事例発表

午前はユーザー企業様の事例発表や Microsoft MVP りなたむさん (株式会社ソントレーゾ CTO 中村 亮太) と Akira さん (株式会社 S-tbl 代表 表田陽) お二人によるスペシャルトークを開催、山形現地 9 名、オンライン 25 名のユーザー様にご参加いただきました。



MVP お二人によるスペシャルトーク



ブルーシートに車座、山形式で!



焚き火を囲んで交流!

お昼からは馬見ヶ崎河川敷に移動し、山形名物芋煮会を開催。山形牛&ホクホクのジャンボ芋たっぷりのアツアツ芋煮をご賞味いただきました。また山形県民の定番、肉のうまみが凝縮された煮汁にカレーを投入したカレーうどんも登場。おいしい山形を満喫いただきました!



芋煮会にご参加いただいた方々

利益の源泉は何か

公認会計士・税理士 柴田 健一



10年程前に読んだ本を読み返してみた。『同じモノを売っているのに、儲かっている会社、儲かっていない会社』（金子智朗著）だが、著者は公認会計士でコンサルタントだ。B/S（投下された総資本）が製品を生み出すが、製品が利益を生み出すわけではない。顧客が価値を認め利益を生み出すのだ。ところが多くの会社では製品別に利益を管理しており、顧客別に利益を管理している会社はほとんどないと著者はいう。

「客を切れ」と私に教えてくれたのは東日本ハウス（現日本ハウスホールディングス）の創業者である中村功氏だが、客を切るためには顧客別の損益管理が必定だ。「客を切れ」とは大げさな表現だが、赤字企業を分析してみると多くは一番の大得意先が赤字であるケースが多い。その一番の得意先を切ることは並大抵の覚悟では出来ないが、それを実現できた企業はその後営業利益率が10%を超える優良企業となっている。

客を切るとまではいかなくとも、お客様に値上をお願いすることも重要な利益の源泉となる。しかし、まっとうな理由がなければお客様は単なる値上げには納得してくれないだろう。お客様が納得できる理由とは、競合製品や競合他社とは違う何かである。性能なのか、デザインなのか、デリバリーなのか、スピードなのか、対応力なのか、他社との差別化要因を創り出しそれが価値として顧客に認められ、はじめて高い価格が正当化されるのだ。さらに差別化要因が製品や企業イメージと結びつけばブランドという価値にもなる。昨今は素材や電気料が高騰しており、正当な値上げ理由として、時間をおかず資料を揃えて値上げ交渉に臨むべきだろう。

顧客が利益の源泉であるとすれば、組織も顧客志向とすべきだ。「組織は戦略に従う」と言ったのはチャンドラーだが、多くの会社は組織形態ありきで、そこに仕事を割り振っている。戦略目的がありそれを実現するために組織編成するのが筋だろう。

例えば今般、あさひ会計では顧客企業のDX化を進めるべくDX部を新設した。

利益の源泉としてはコストも重要なファクターである。確かにコストはキャッシュアウトの原因であり削減の対象ではあるが、一方ではコストが無ければ製品を作ることが出来ずコストは富の源泉でもある。その意味では「一律〇%コスト削減」というのは何の策もないコスト削減のやり方だ。

著者は、コストを売上（利益）に貢献する「善玉コスト」と売上（利益）に貢献しない「悪玉コスト」に区分し、悪玉コストは削減し、善玉コストは削減してはならないという。善玉コストを増やすことによって売上（利益）がさらに増えるのであればむしろ増やさなければならない。目的はコストを減らすことではなく利益を増やすことなのだ。

コストは変動費と固定費とに分類できる。さらに固定費は広告宣伝費、交際費などの①マネジド・コスト（管理されるコスト）と、減価償却費、賃借料、人件費などの②コミテッド・コスト（約束されたコスト）に分けることが出来る。この中で変動費は単価を下げるか、数量を減らせばコストが下がるコスト削減に最も適したコストだ。また固定費の中のマネジド・コストも相当程度削減可能なコストだ。稲盛和夫京セラ名誉会長は「予算など立てたこともない」とおっしゃっていたが、予算を立てると経費は予算通りに使うが、売上は予算通りにいかない。結局赤字になるというのだった。予算を立てず、日々不要な支出を抑えるのが稲盛流だ。

最も固定費らしいコミテッド・コストは、設備、オフィス、人件費など会社というそもそもの仕組みを形作る経営資源が発生源となっており、一度保有すると簡単に削減出来ないのが特徴だ。著者は「押してダメなら引いてみる」という。コミテッド・コストを下げる方法として稼働率を上げろというのだ。変則2交代制を導入してコミテッド・コストを下げ、大幅な増益に転じた製造業がある。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 共催/日本M&Aセンター

参加費：無料



ご案内HP

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制 ※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

<p>【山形】 11月24日(木) 12月8日(木)</p>	<p>【仙台】 11月16日(水) 12月19日(月)</p>
--	---

◆時間：各会場共通
①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

『相続個別相談会』

参加費：無料



ご案内HP

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に限定させていただいております。

<p>【山形】 山形相続サポートセンター ☎0120-652-144</p>	<p>◆開催日時：各会場共通 11月15日(火) 12月15日(木)</p>
--	--

<p>【仙台】 宮城相続サポートセンター ☎0120-954-883</p>	<p>1回目/10:00～、2回目/14:00～ いずれも1時間程度</p>
--	--

YouTube 動画配信中

役立つ「税」の情報を分かりやすく配信。
限定公開です。



<https://bit.ly/3Nt0xb9>

現在公開中のタイトルはこちら

【年末調整】①令和4年度 年末調整の変更点
【年末調整】②令和4年度 年末調整の注意点

令和4年度 年末調整について詳しく説明しています。

【インボイス制度】①制度の概要
【インボイス制度】②検討対象者について
【インボイス制度】③適格請求書発行事業者の判定フローチャート
【インボイス制度】④免税事業者の検討事項

本誌3P【税制】でも触れている「インボイス制度」について、
分かりやすく説明しています。

ぜひご覧ください！



株式会社TMC 経営支援センター (P7 参照)

Beyond vol.23

2022 年 11 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>